

部局名	安全環境部	所属名	環境保全課	所属長名	頭司 孝弘	電 話	483-1151 内線3210
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	4233		事務事業名称	水環境対策事業					短縮コード	経常	4233	臨時	4234				
予算区分	会計	01	一般会計		款	04	衛生費		項	01	保健衛生費			目	04	公害対策費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他					根拠法令等		水質汚濁防止法，千葉県環境保全条例，八千代市環境基本条例，八千代市公害防止条例，八千代市第2次環境保全計画，八千代市生活排水対策推進計画									
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																	
1960年代後半，事業場や人口が都市に集中したため，水環境の汚濁が都市部で問題となった。それに伴い，1970年に公共用水域の環境調査を開始した。その後，公害対策基本法の施行など，公害対策の重要性が市の施策の中にも反映され，八千代市公害防止条例の施行や環境（当時は公害）に関する事務を専門に取り扱う部署の設立など，水環境の調査に止まらず，事業所に対する指導など本事務事業が積極的に展開されることになった。さらに，1980年代後半には，新しい化学物質の汚染問題が全国的に顕在化していることが確認された。当市でも化学物質等による公共用水域への汚染状況を把握するとともに，次代に豊かな水環境を引き継ぐため，事業所への指導を実施している。 浄化槽の補助金交付については，国及び県が昭和62年度から補助事業をしたことに伴い，印旛沼の水質浄化を推進する為，八千代市では平成元年度に事業を開始した。																	
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総合計画の施策体系	6本の柱（章）	03	第3章環境共生都市をめざして									
水環境対策：①公共用水域；汚濁が進んでいた桑納川などでは良化傾向が見られるが，比較的汚濁が少なかった新川などは横ばい状態である。また，事業系や生活系の印旛沼に対する汚濁負荷は低下していることと，自然系の汚濁負荷の割合が高いことが印旛沼流域の特徴である。②化学物質による汚染；現在汚染は確認されていないが，調査活動を継続し，汚染状況を監視する必要がある。③生活排水対策；公共用水域への汚濁負荷野割合は高く，高度処理型浄化槽の設置を継続する必要がある。 事務事業の組み替え；平成24年度から水・地質環境対策事業を水環境対策事業と地質環境対策事業に分割した。また合併処理浄化槽に関する事務を目的が公共用水域の浄化にあることに鑑み，環境衛生事業から水環境対策事業に統合した。						大項目（節）	01	第1節環境との共生・保全									
						中 項 目	01	1. 生活環境									
						小項目（施策）	01	(1)環境保全対策の推進									
							03	(3)生活排水対策の推進									
						細 項 目	01	①環境保全計画の推進									
01	①合併処理浄化槽設置の推進																
					実施計画の計画事業												
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円					

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	対象：事業所，市民及び水環境 負担金：印旛沼水質保全協議会及び千葉県浄化槽推進協議会						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成24年度に実際に行ったこと： ①公共用水域環境監視事業：公共用水域の水質調査を実施し，環境基準等との比較解析をした。 ②公害防止対策事業：事業所に対する指導を行い，水環境保全に努めた。 ③生活排水対策事業：「八千代市生活排水対策推進計画」の見直しを行うとともに，家庭でできる生活排水対策の普及・啓発に努めた。高度処理型浄化槽設置者に補助金を交付した。						
	※平成25年度に計画していること： ①公共用水域環境監視事業：河川の水質調査，河川のダイオキシン類調査 ②公害防止対策事業：事業所等の排水調査，立入調査及び指導 ③生活排水対策事業：「八千代市生活排水対策推進計画」の進捗状況管理，「地球にやさしい暮らし方」講座の開催及び高度処理型浄化槽設置者への補助金の交付						
意図 （何を狙っているのか）	①公共水域環境監視事業：公共用水域が環境基準等を満足しているかを把握する。②公害防止対策事業：事業所の排水による公共用水域の汚濁を防止する。③生活排水対策事業：家庭からの排水による公共用水域の汚濁を防止する。						
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外						
区 分			単位	23年度	24年度		25年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	公共用水域の数	水系	6	6	6	6
	指標2	排水調査対象事業所	事業所	59	60	60	60
	指標3	単独処理型浄化槽使用人口	人	7,992	7,147	7,607	6,301
活動指標	指標1	公共用水域調査地点	地点	17	17	17	17
	指標2	事業所立入調査指導数	事業所	37	37	40	33
	指標3	浄化槽の補助金交付申請数	件	37	40	36	40
成果指標	指標1	公共用水域環境基準の達成率	%	58.8	70.6	58.8	70.6
	指標2	基準超過事業所に対する指導	事業所	7	0	6	0
	指標3	高度処理型浄化槽使用人口	人	2,348	2,581	2,586	2,812
上位成果指標	指標1						
	指標2						
	指標3						

コード		4233		事務事業名称		水環境対策事業		所属名		環境保全課	
				単位	2 3 年度	2 4 年度			2 5 年度		
					実績	計画	実績		計画		
事業費 (A)	財源内訳	国		千円			6, 234		6, 032		6, 148
		県		千円			8, 524		7, 546		8, 518
		地方債		千円							
		一般財源		千円			12, 149		9, 424		12, 165
		その他		千円							
	主な事業費の内訳				1. 公共用水域水質監視及び事業所排水監視…1, 775千円 2. 汚染機構解明調査…17, 521千円 3. 活性炭交換…804千円 4. 除去装置設置…1, 528千円 5. 大イキシン類調査…305千円	1. 公共用水域水質監視及び事業所排水監視…2, 731千円 2. 大イキシン類調査…462千円 3. 高度処理型浄化槽設置整備事業補助金23, 282千円	1. 公共用水域水質監視及び事業所排水監視…1, 669千円 2. 大イキシン類調査…420千円 3. 高度処理型浄化槽設置整備事業補助金20, 548千円	1. 公共用水域水質監視及び事業所排水監視…2, 730千円 2. 大イキシン類調査…462千円 3. 高度処理型浄化槽設置整備事業補助金23, 184千円			
	人件費 (B)				千円	28, 082. 1	0	17, 160. 3	17, 160. 3		
トータルコスト (A) + (B)				千円	28, 082. 1	26, 907	40, 162. 3	43, 991. 3			

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分		理 由			
目的 妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☒ 結び付いている		上位の施策「環境保全対策の推進」「生活排水対策の推進」に結びついている。			
			☐ 結び付くが見直しの余地がある					
			☐ 結びつきが弱い・ない					
			☐ 評価対象外事項					
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している		公共用水域の汚濁状況は、一時の悪化方向は脱し横ばい状況にあるが、環境基準は達成されていない。また新たな化学物質による汚染も懸念され、監視事業の重要性は増している。 浄化槽の設置補助事業については、市内に単独処理浄化槽が設置されているため、高度処理型浄化槽の設置・転換を進めていく。			
			☒ 達成していない					
			☐ 評価対象外事項					
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある		調査に関しては委託で実施しているが、事務事業の中心は、各種調査とその結果に基づく事業所に対する指導及び協力依頼、市民への結果報告などである。したがって、民営化にはなじまない。 浄化槽の設置補助事業は、県費補助金や国庫補助金を利用し、一般家庭に補助金を交付する事業であるため、書類審査や現地確認（中間検査、完了検査）及び県補助金・国庫補助金に関する事務手続きのため、民営化は難しい。			
☒ 可能性はない								
☐ 評価対象外事項								
④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☒ 現状のままでよい		所期目的の変更はなく、現状の「対象」・「意図」の設定で結果に結びつく。				
		☐ 見直す必要がある						
		☐ 評価対象外事項						
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2，3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある					
			☐ 効率性向上の可能性はある					
			☒ 両方可能性はある					
			☐ 可能性がない					
	⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。	☐ 民間委託等		公害防止対策に係る事業所等の立入調査及び指導は、一定の経験や知識が必要な事務であるため、外部の研修に参加し、人材を育成する。 浄化槽台帳を整備し、生活排水対策の基礎資料として活用する。				
		☐ 再任用職員及び臨時的任用職員等の活用						
		☐ I T 化等の業務プロセスの見直し						
		☐ 受益者負担の見直し						
		☐ 類似事業との統合・役割見直し						
		☒ 上記以外の方法						
	⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）	☒ ある		人材育成には時間を要する。 浄化槽設置基数等を精確に把握することが困難である。				
☐ ない								

